

授業料の減免についてのお知らせ

(新型コロナウイルス感染症が原因でない場合)

【減免の対象となる生徒】

就学支援金の支給対象とならなかった生徒のうち、

- 主たる生計維持者が破産手続開始の決定を受けた世帯
- 主たる生計維持者が雇用保険を受給している世帯又は同等の失業状態にある世帯
- 保護者が、家屋の流失、全壊又は半壊、全焼又は半焼及び床上浸水の被害を受けて前年の所得金額が 1,000 万円以下の世帯

就学支援金の受給資格認定は、

- 令和4年4月から令和4年6月分については、
令和3年度課税（令和2年中の所得）の保護者等の課税所得
- 令和4年7月から翌年6月分については、
令和4年度課税（令和3年中の所得）の保護者等の課税所得
で確認することとなっています。

そのため、令和2年の途中や令和3年または4年に入ってから、失業や破産、災害により家計が急変し、現在もその状態が続いていても、収入の減少が課税証明書等に反映されていないことから、就学支援金の支給対象とならない場合があります。

石川県では、経済的な事情により県立高等学校の授業料の納入が困難な生徒について、授業料を減免できる制度を設けています。**就学支援金の支給対象とならなかった生徒で授業料の納入が困難な生徒については、授業料を減免できる場合があります**ので、減免を希望される生徒は事務室までご相談ください。

※ 上記以外でも授業料の納入が困難な場合は、事務室までご相談ください。

石川県立寺井高等学校
担当 事務室 浅井
電話番号 0761-58-5855